

第三十号議案

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
 条例

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程（平成十六年十二月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目一 番、一五番、一六番、一七番、一八番及び一九番の一部）	東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目一 番、一五番、一六番、一七番、一八番及び一九番の一部）	東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目一 番、一五番、一六番、一七番、一八番及び一九番の一部）
九番の一部）	七丁目の一部	九番の一部）

付 則

この条例は、東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目一
 四番、一五番、一六番、一七番、一八番及び一九番の一部）の事業計画決定の公
 告の日から施行する。

（説明）

江戸川区が順次施行する篠崎駅西部地区における土地区画整理事業の施行に關し、東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目一四番、一五番、一六番、一七番、一八番及び一九番の一部）を加える必要があるので、本案を提出いたします。